

利 用 上 の 注 意

1 水道の定義

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 水道の区分

(1) 上水道

計画給水人口が5,001人以上の水道。

(2) 水道用水供給事業

水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業。ただし、水道事業者又は専用水道の事業者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

(3) 簡易水道

計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道。

(4) 専用水道

寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量（飲用等生活用）が20立方メートルを超える水道。

(5) 簡易専用水道

水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの。

(6) 県条例水道

愛媛県水道条例（昭和38年7月10日条例第19号）第2条にいう導管又はその他の工作物により50人以上の者に飲料水を供給する施設の総体で水道法によらないもの。ただし、臨時に施設されたものを除く。

(7) 飲料水供給施設

原則として、計画給水人口が50人以上100人以下で、厚生労働省の補助を受けた人の飲料に供する水を自己水源により供給する施設。

3 用語の説明

(1) 人口・面積

ア 計画給水人口

事業計画上の給水を行う人口。

イ 行政区域内人口（世帯数）

住民基本台帳年報を基本とした人口（世帯数）。

ウ 現在給水人口（世帯数）

実際に給水を行っている常時居住の人口（世帯数）（上水道や簡易水道などから給水を受けている常時居住の人口（世帯数））。

- エ 給水区域内人口（世帯数）
事業計画に定める給水区域内の人口（世帯数）。
- オ 行政区域面積
全国都道府県市区町村別面積調 国土交通省国土地理院 に基づく面積。

(2) 原水の種類

- ア ダム(直接)
ダムから直接導水管等により取水を行っている水。
- イ ダム(放流)
水源をダムに依存し、下流で取水を行っている水。
- ウ 自流
表流水。ダム等によって流量調整を行わず、その河川に自然状態で流れている水。
- エ 伏流(水)
地下水の一種。河床、湖床またはその付近の表層堆積物中を潜流している水。
- オ 浅井戸
地下の第一不透水層（岩盤）より上を流れる地下水を利用した井戸水。
- カ 深井戸
地下の第一不透水層（岩盤）より下を流れる地下水を利用した井戸水。
- キ 地下水
地下に賦存する水の総称。
- ク 湧水
地下水が地表に自然に湧き出てきた水。

(3) 浄水の処理

- ア 浄水
原水は、種々の物質、生物、細菌などが含まれておりそのままでは飲用に適さないことから、水中に含まれているこれら物質等を取り除き、飲料用に供するための適切な処理を行い、水道法に定められた水質基準に適合させる操作を行う必要がある。この処理操作を浄水処理といい、このような操作を受けた水を浄水という。
- イ 消毒
塩素処理。消毒、殺菌、殺藻、酸化などの目的で塩素剤を水に加え処理すること。
- ウ 緩速ろ過
原水を直接又は沈殿処理水を4～5m/日程度の速度で砂層を通して清澄なる過水を得る方法。
- エ 急速ろ過
凝集処理した未ろ水を120～150m/日程度の速度でろ層を通し懸濁物質を除去し清澄なる過水を得る方法。

オ 活性炭処理

活性炭の吸着能を利用し、異臭味、色度、有機物など通常の浄水処理では除去できない物質を処理する方法。

カ 生物処理

生物の自然浄化作用を人為的に水槽の中で効率よく発現させた処理方法。

キ オゾン処理

オゾンを用いて、水中の無機物及び有機物などの酸化及び細菌、ウィルスなどを殺菌・不活性化する方法。

ク 海水淡水化

海水の含有成分を飲料水に利用可能な淡水レベルに低減する方法。

ケ 膜ろ過

精密ろ過膜、限外ろ過膜、ナノろ過膜などを用い、圧力差を利用し、原水中の不純物を分離除去して清澄なる過水を得る方法。

(4) 配水

ア 配水池

水道の需要量に応じて適切な配水を行うために浄水を一時貯えるための池。湯水や地震、事故など災害時には、配水池に貯められた水が飲料水や消火用水となるなど、災害対策でも重要な施設となる。

イ 導水管

取水施設から浄水場まで水を導く管。

ウ 送水管

浄水場から配水池まで水を送る管。

(5) 給水

ア 給水量

給水申込み者に対し、水道事業者が布設した配水管から直接分岐して、給水装置を通じて必要とする量の飲用に適する水を供給する量のこと。

イ 有収水量

給水量のうち料金徴収の対象となった水量。

ウ 無収水量

給水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量。

エ 無効水量

給水量のうち水道事業の運営上、無効と見られる水量。